

### 3 学校いじめ防止基本方針

#### 長崎市立福田中学校いじめ防止基本方針

人権尊重の精神を基本に据え、学校・保護者・地域が一体となってすべての生徒を守り育むとともに、安心して生活し学ぶことのできる生き生きとした学校づくりのために、いじめ防止に向けた学校を挙げての取組の全体像を明らかにする。

#### 【めざす生徒像と具体像】

「心豊かな生徒」：礼儀正しく、思いやりがあり、進んで公共に尽くす生徒

- 他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操をもち、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し、生命を崇高なるものとして大切にす生徒。
- 規範意識と道徳心を身に付け、「いじめは人間として絶対に許されない卑怯な行為である」との人権意識をもち、人権侵害に対し、毅然とした態度を示すことのできる生徒。

#### いじめ対策委員会

〈関係教職員〉

- ・ 校長、教頭 ・ 教務主任、生徒指導主事 ・ 学年主任
- ・ 教育相談、人権教育担当 ・ 関係学級、部活動担当 ・ 養護教諭

〈専門家・外部関係者〉

- ・ SC
- ・ SSW

#### 〈育友会、地域との連携〉

- ・ 育友会総会
- ・ 理事、評議員会 ・ 保体部会
- ・ 学年、学級理事会
- ・ 部活動振興会
- ・ 育成協議会 ・ 学校評議員

#### 〈関係機関との連携〉

- ・ 教育委員会 ・ 警察
- ・ 子育て支援課
- ・ 児童相談所 ・ 法務局
- ・ 医療機関 ・ 民政委員
- ・ 少年センター ・ 少年鑑別所

#### 〈生徒会〉

- ・ 中央委員会による啓発
- ・ 生活部等による自治活動
- ・ 人権学習実行委員会による学習活動の促進
- ・ 小学校児童会との連携

#### 「いじめ防止に向けての基本姿勢」

- いじめは「どの子どもにも起こりうる」「どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」問題であり、「人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という認識のもと、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組むものとする。また、いじめ問題を根絶するために、小中連携で推進するものとする。
- 未然防止として、生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを推進していくことを基本とする。
- いじめの未然防止・早期発見、いじめ問題の克服のため、教職員が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有するとともに、家庭・地域・教育委員会を始め、児童相談所、警察等との連携のもと推進するものとする。
- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、体験活動などの推進により、生徒の社会性や自己有用感、自己肯定感を高めるとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人権を尊重する態度を養うものとする。
- 学校評価において、具体的な取組状況や達成状況を検証・評価するとともに、教員評価にあっては、日頃からの生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめへの迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むものとする。

(いじめの禁止)	第4条	児童等は、いじめを行ってはならない。
(保護者の責務等)	第9条	保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

## (1) いじめの防止

いじめを生まない生き生きとした学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域社会との連携を強化し、いじめ問題を自分たちの問題と捉える子どもの自己指導能力と道徳的実践力を身につけた生徒を育成する。

- ① 校内指導体制の確立と教職員の指導力の向上：【観察力、対応力、指導力】  
いじめの重大性を全職員で共通理解し、関係ハンドブック等を活用した研修を実施する。
- ② 人権意識と生命尊重の態度、自己指導能力等の育成：【いじめを許さない人権意識と共感的関係、生徒会活動】  
上記の意識、態度を育成するとともに、社会体験等を通じた社会性や自己有用感及び肯定感を高める。  
また、生徒会活動において、自主活動を通じた共感的人間関係や規範意識、道徳的実践力の育成を図る。
- ③ 保護者・地域等の理解と家庭・地域社会、関係機関との連携強化【学校・保護者・地域等が一体化した取組】  
学校の基本方針、保護者の責任等を明確にし、家庭や育友会、育成協等も共に協議し、一体となって取り組む。
- ④ 学校基本方針による取組の評価：【計画的、継続的な点検・評価】  
学校の基本方針、基本姿勢による取組の達成状況を計画的、継続的に点検・評価し、次の改善につなぐ。

## (2) いじめの早期発見

生徒に関する情報を全職員で共有するとともに、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう心がける。また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

- ① 教職員による観察や情報交換 情報収集：【情報共有 5W1H 気づきメモ】  
生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さず、情報の収集・交換・共有できる工夫を行う。
- ② 定期的なアンケート調査や個人面談などの実施：【生活実態のきめ細やかな把握】  
生徒の生活実態について、定期的なアンケート調査や個人面談、家庭訪問、生活ノートの活用等を行う。
- ③ 「いじめ相談窓口」の設置と教育相談体制の整備：【相談しやすい環境整備】  
いじめ相談窓口を設置し、相談しやすい職員やSC・SW等の専門家による教育相談体制を充実させる。
- ④ 相談機関等の周知：【学校以外の相談窓口】  
学校以外の相談窓口について、周知や広報を継続して行う。

## (3) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒を指導する。対応にあたっては、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。

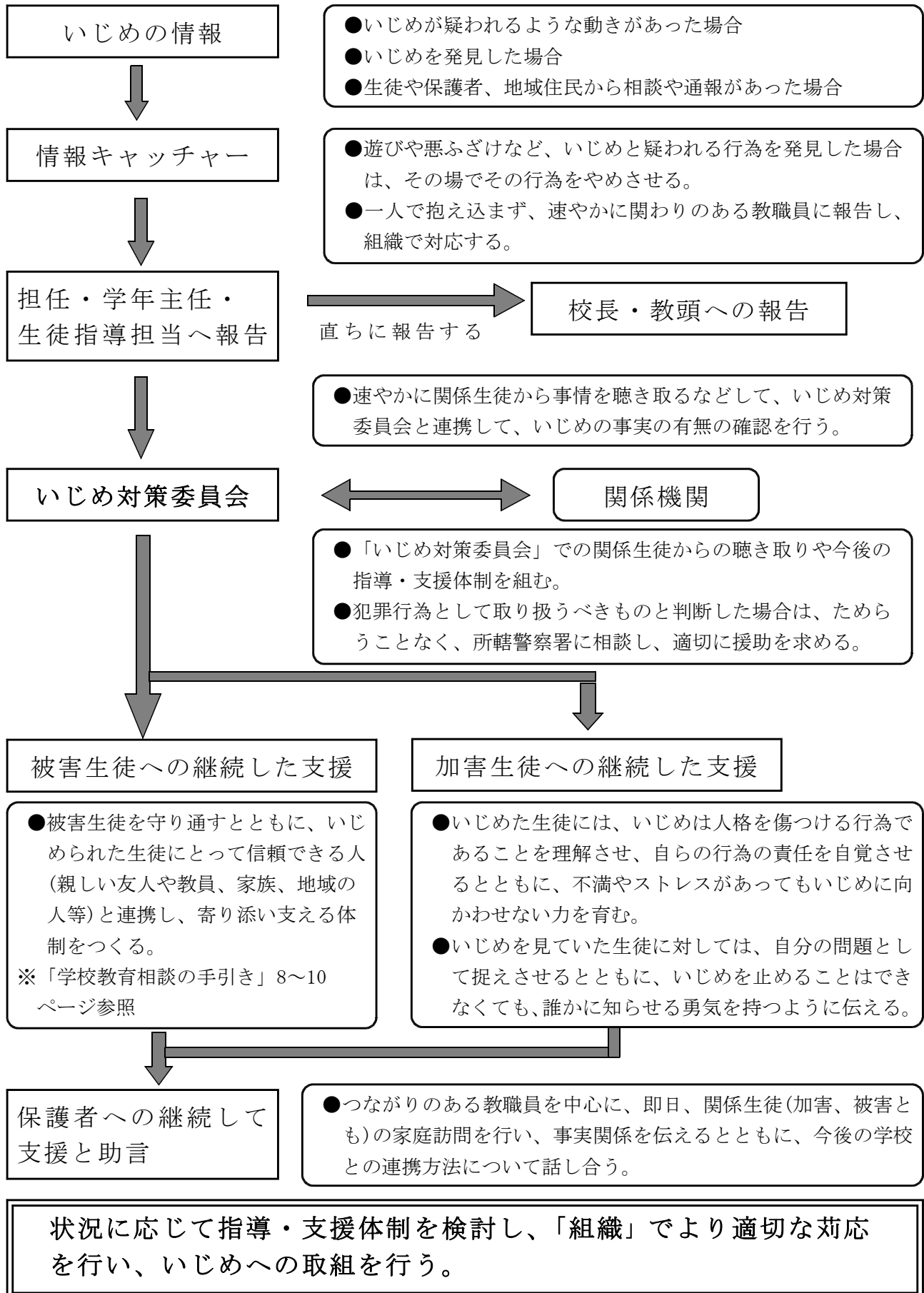
- ① いじめの発見や相談を受けたときの組織による対応と事実調査【正確・迅速な対応と保護者との協力体制】  
相談、訴えがあった場合やいじめの疑いのある行為を見逃さず、安全確保と正確な実態把握を迅速に行う。
- ② いじめられた生徒またはその保護者への支援【いじめられた生徒への校内支援体制及び外部専門家の協力】  
いじめられた生徒に心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通す対応をとり、保護者と情報を共有する。
- ③ いじめた生徒への指導またはその保護者への指導【状況に応じ、出席停止を含めた毅然とした対応】  
いじめが確認された場合、学校は組織的にいじめをやめさせ、再発防止策を講じる。いじめの状況に応じて、出席停止、特別の計画による指導、警察との連携による措置を含め毅然とした対応を行う。
- ④ 集団への働きかけと継続的指導【尊重し、認め合う自治能力のある集団づくり】  
いじめを増長させる「観衆」、「傍観者」が、いじめを抑止する「仲裁者」と成長するよう集団づくりを推進する。
- ⑤ ネット上でのいじめへの対応【迅速な削除措置、警察や法務局との連携と情報モラル教育】  
被害の拡大を防止するために、直ちに削除措置をとり、警察や法務局との連携を図り、啓発活動を継続する。

## (4) 重要事態等、関係機関への報告と連携

生徒の生命、身体または財産に重大な被害を及ぼすいじめ、あるいは犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめについては、教育的配慮や被害者の意向を考慮し、早期に警察等に相談・通報のうえ連携して組織的に解決するよう努める。

- ① すべてのいじめ事案は、教育委員会へ報告する。
- ② 特にいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、躊躇することなく所轄警察署と連携して対応する。
- ③ いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会へ報告し、関係機関と連携して迅速に対応する。
- ④ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、迅速に調査を実施し、重大と認知した場合は、直ちに発生の報告を関係機関に行う。

# いじめが発生した場合の対応



## ◇いじめのチェックリスト

＜学校生活用＞	＜家庭用＞
<input type="checkbox"/> 衣服が汚れていたり、破れていたりすることがよくある。 <input type="checkbox"/> 特定の子どもの席に誰も座ろうとしない。席の周りが開いている。ゴミが散乱している。 <input type="checkbox"/> 黒板、トイレなどに実名やあだ名で落書きがされている。 <input type="checkbox"/> グループにしかわからないあだ名で特定の子どものことを話している。 <input type="checkbox"/> ひそひそ話や陰口が多くなり、お互いにそれを気にする雰囲気を感じられる。 <input type="checkbox"/> 特定の子どもが発表すると笑いや冷やかし、また、無視がある。 <input type="checkbox"/> 昼食をグループで食べる時、特定の子どもの机と机を離れたがる。	<input type="checkbox"/> ポケットが破れていたり、ボタンがとれたりしている。 <input type="checkbox"/> 買い与えたものを紛失したり壊されたりしている。 <input type="checkbox"/> お金をねだることが多くなる。 <input type="checkbox"/> 体の不調を訴えて遅刻・早退をする。 <input type="checkbox"/> 体や顔にあざや傷がある。(親が尋ねても納得のいく説明が得られない。) <input type="checkbox"/> 登校時に体の不調を訴え、学校へ行きたがらなくなる。 <input type="checkbox"/> 友達が迎えに来たり電話がかかったりするが、出たがらない。

## ◇年間活動計画

月	活動内容	月	活動内容
4月	いじめ防止基本方針の共通理解 生活アンケート調査、職員研修会	10月	生活アンケート調査、教育相談(2年) 小中合同人権活動
5月	生活アンケート調査、連休明けの情報交換、教育相談(全学年)	11月	生活アンケート調査、三者面談(3年) 人権学習、生徒会改選と組織づくり
6月	生活アンケート調査 職員研修会(情報交換、ケース会議)	12月	生活アンケート調査、人権学習、人権集会、職員研修会(情報交換、ケース会議)
7月	生活アンケート調査、教育週間(道徳公開授業)、家庭訪問(1、2年)、三者面談(3年)	1月	生活アンケート調査 休業中の生徒の情報交換と共通理解
8月	生活アンケート調査、平和集会 家庭訪問(1、2年)、三者面談(3年)	2月	生活アンケート調査、新入生説明会 職員研修会(情報交換、ケース会議)
9月	生活アンケート調査、教育相談(1年) 休業中の生徒の情報交換と共通理解	3月	生活アンケート調査、新入生引継ぎ 年間の取組の検証・評価

## ◇主な相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間	相談窓口	電話番号	相談時間
いじめ相談ホットライン	0570-07-8310	年中無休	こどもの人権110番	0120-007-110	8:30～17:15
親子ホットライン	0120-72-5311	9:00～20:50	長崎いのちの電話	095-842-4343	○ 9:00～22:00
こころの電話	095-847-7867	9:00～16:30	教育研究所教育相談	0120-556-275	9:00～16:00
子ども・家庭110番	095-844-1117	○ 9:00～20:00	子育て支援相談電話	095-822-8573 095-825-5624	8:45～17:30
ヤングテレホン	0120-78-6714	9:00～17:45			
こどもホットライン	0120-46-0606	○10:00～21:00			

※相談日は、月曜日から金曜日です。ただし、○のついでる窓口は毎日できます。